

鳥取縣公報

本書ノ大キサハ國定規格A列5

昭和二十三年六月一日
第九百一十三號

火曜日

訓令

◇鳥取縣訓令甲第九號

兒童福祉司

鳥取縣兒童福祉司服務心得を次のように定め公布の日からこれを施行する

昭和二十三年六月一日

鳥取縣知事 西尾愛治

鳥取縣兒童福祉司服務心得

兒童福祉司はその服務に際して概ね次の事項心得るものとす。

- 第一 担当地域内の市町村及地方事務所其の他縣の出先關係機關と密接に連絡を保ち業務上の疎通を圖ること。
- 第二 常に担当區内の兒童及び妊娠婦の状況を調査しその實情を具さに把握しておくこと。

第三 兒童及び妊娠婦の福祉に關する事項について相談

に應じ福祉の措置を講ずべき者を早期に發見しこれに必要な注意を與へ又は必要な措置をとること、なおその職務の遂行の適確迅速を期すると共に兒童の措置の便に資するため兒童標(別記様式(一))を整備し且つ職務日誌(別記様式(二))を記録すること。

第四 兒童相談所及び兒童福祉施設その他兒童關係の施設團體等とは密接に連絡しその機能を助けること。

第五 担当區域内において必要のあるときは集團指導等を行ひ積極的に兒童の厚生文化等の福祉を進めること。

第六 担当區域内の兒童委員を指導し、その協力を得て職務を行ふこと。

告示

◇鳥取縣告示第二百四十四號

鳥取縣公報 毎週 曜日發行(休日ニ當ル)
火金 曜日發行(時ハ翌日)

昭和二十三年六月一日
第九百一十三號

(昭和四年四月十五日)
第三種郵便物認可

西伯、東伯地方事務所管内において縣稅檢査並びに縣稅
滯納者財産差押證票を次の通り返納並びに交付した

昭和二十三年六月一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

區分	番號	返納年月日	所屬	職名	氏名
縣稅檢査	四〇	昭和二十三年五月十一日返納	西伯地方事務所	鳥取縣事務吏	福田猪三
同	三九	同返納	同	同	川上靜雄
同	四〇	同交付	同	同	實重一郎
同	三九	同	同	同	池本 柁
同	五八	同	同	同	館津原義
同	一〇二	同四日返納	南谷村役場書記	同	門田貞子
同	一五五	同八日交付	同	同	龜井 勇
縣稅滯納者財産差押證票	四一	同十一日返納	西伯地方事務所	鳥取縣事務吏	福田猪三
同	四〇	同	同	同	川上靜雄
同	四一	同交付	同	同	實重一郎
同	四〇	同	同	同	池本 柁
同	五九	同	同	同	館津原義

◇鳥取縣告示第二百四十五號
兒童福祉法第十一條の規定による兒童福祉司の職務を行
う者を次のように任命した
昭和二十三年六月一日

地區名	担当職務氏名	住所	常駐箇所	任命年月日
中部	事務吏員 谷本實藏	鳥取縣東伯郡東郷村大字田畑七十番地	東伯地方事務所	昭和二十三年三月二十五日
西部	事務吏員 長原弘道	鳥取縣西伯郡逢坂村大字豊成五十三番地	西伯地方事務所	同

◇鳥取縣告示第二百四十六號
物價統制令第四條の規定によつて、きやべつ、たまねぎ、
れんこん、えんどう、及びそらまめ、たけのこ、ふき、
葉たまねぎの統制額を次のように指定する
昭和二十三年六月一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

品名	地域別	卸賣業者の販賣價格の統制額 (一貫當り)	小賣業者の販賣價格の統制額 (一〇〇匁當り)
きやべつ	丙乙	二三八〇	三圓一〇〇
たまねぎ	丙乙	一八、三〇〇	二、四〇〇
れんこん	丙乙	二五、四〇〇	三、一五〇
えんどう	丙乙	四八、二〇〇	四、六〇〇
(皮むきを含む)	丙乙	三七、一〇〇	四、六五〇
そらまめ	丙乙	五九、七〇〇	七、五〇〇
(皮むきを含む)	丙乙	四六、〇〇〇	五、六〇〇
たけのこ	丙乙	三〇、六〇〇	二、三、八〇〇
(皮むきを含む)	丙乙	二五、五〇〇	二、三、九五〇
ふ き	丙乙	一九、七〇〇	二、三、二〇〇
葉たまねぎ	丙乙	二八、六〇〇	三、七〇〇
備考	丙乙	二二、五〇〇	二、八〇〇
乙地域	鳥取市、米子市、倉吉町、境	二〇、三〇〇	一、九五〇
丙地域	その他の町村	一五、六〇〇	一、九五〇

◇鳥取縣告示第二百四十七號

昭和二十三年度第一回毒物劇物營業事業管理入試験を次のように施行する。

昭和二十三年六月一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

日時及び場所	種別	日 時	場 所
筆記試験	昭和二十三年七月七日	鳥取縣東伯郡倉吉町大字明治町	鳥取縣農業會東伯郡支部
實地試験	同二十日(火)午前十時	同	同

志願者は昭和二十三年六月三十日迄に願書(毒物劇物營業取締法施行細則による)に試験手数料五拾圓を添えて直接衛生部業務課宛提出すること。